

豊中市オフィス賃料補助金交付要領

1. 目的

市内において、本社機能を担う事業所や地域特性・市民ニーズを踏まえた事業者の立地の促進を図ることで、本市経済を活性化することを目的とします。

2. 対象者

(1) 本社機能※1の移転を行う事業者

- ア. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する会社
(株式会社・合同会社・合名会社・合資会社)
 - イ. 資本金等の額が 1 千万円以上であること
 - ウ. 常時雇用する従業員の数が 20 人以上であること

(2) 大学等発ベンチャー※2

- ア. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する会社
 - イ. 市と包括連携協定を締結している教育機関が認めるものであること

(3) 子育て支援サービス事業者

- ア. 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者（「みなし大企業」は除く。）又は、ビジネス的事業運営に取り組む NPO 等であること
 - イ. 市内において子育て世帯のニーズに応える子育て支援サービス等※3を提供又は拡大することあること
- (注) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者や法令等に定める公害発生防止のための適切な措置が講じられていない者、市税を滞納している者は除きます。

※ 1 本社機能	会社の事業活動において全社的な業務を行うもののうち、特に重要な役割を担う企画、情報処理、研究開発に関する機能、または財務、人事などの管理部門機能をもち、登記又はその他の方法により対外的に明示されているもの。 例) <ul style="list-style-type: none">・経営企画部門、経営戦略部門（事業や製品の企画・立案や市場調査、戦略的意思決定を行うもの）・システム開発部門（自社の社内業務としてシステム開発およびその運営管理などを専門的に行うもの）・研究開発部門（基礎・応用研究、製品や製造技術の開発および研究を行うもの）・管理部門（総務・経理・人事・人材育成・広報など） ※既存の市内事業所への本社機能追加のみの場合、既存の市内事業所がすでに本社機能を有している場合は対象になりません。
-------------	--

<p>※ 2 大学等発 ベンチャー</p>	<p>大学等発ベンチャーとは、以下に分類されるものをいう。</p> <p>① <u>研究成果ベンチャー</u> 大学等で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で設立されたベンチャー</p> <p>② <u>共同開発ベンチャー</u> 創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立 5 年以内に大学等と共同研究等を行ったベンチャー</p> <p>③ <u>技術移転ベンチャー</u> 既存事業を維持・発展させるため、設立 5 年以内に大学等から技術移転等を受けたベンチャー</p> <p>④ <u>学生ベンチャー</u> 大学等と深い関連のある学生ベンチャー</p> <p>⑤ <u>教職員等ベンチャー</u> 大学等と深い関連のある教職員等（教職員・研究職員・ポスドク）ベンチャー</p> <p>⑥ <u>関連ベンチャー</u> 大学等からの出資がある等その他、大学と深い関連のあるベンチャー</p>
<p>※ 3 子育て支 援サービス 事業</p>	<p>保護者の困りごと解決のための下記に定める事業</p> <p>① <u>日常の食事</u> 例) 調理時間ゼロを実現する子ども向け「完全調理済み食品」の宅食サービス 離乳食への取り分けも考慮した「下ごしらえ済みミールキット」提供サービス</p> <p>② <u>送迎の代替</u> 例) 「習い事や塾への『送迎』」のみを柔軟に代行するサービス 朝の精神的ストレス緩和を目的とした「登園・登校の送迎」サービス</p> <p>③ <u>日々のイライラや精神的な孤立感の解消のための預かりサービス</u> 例) 短時間の一時預かりサービス ベビーホテルなどの宿泊サービス ベビーシッターの派遣サービス</p> <p>※③に関するサービスは、認可外保育施設の届出が必須</p>
	<p>【対象外の事業】（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども用品を取り扱う小売業 ・子ども用品を製造する製造業（①に当てはまる食品製造業者を除く） ・学習塾や習い事などのその他教育、学習支援業 ・アプリ開発やソフトウェア開発などの情報サービス業 ・認可外保育施設の届出をしていない預かり事業サービス（特定のサービスを提供している間、子どもの一時預かりを行う事業など） ・①～③に該当する事業者であるが、市内にサービスを提供しない事業部門が立地する場合（コールセンターやバックオフィスの設置など）

3. 補助対象経費

事業開始日以降に支払った建物賃借料（1か月分）

ただし、共益費・管理費・敷金及び保証金、その他賃借契約に際して授受される一時金、消費税及び地方消費税は除きます。

（注）対象事業者と賃貸人との間に資本上の親子関係が存在する場合、又は賃貸人が対象事業者の役員である場合の賃借料は対象経費として認めません。

4. 補助金額

補助対象経費の2分の1

- (1) 補助上限額は、300万円とする。
- (2) 補助金の交付は、1事業者につき1回とする。
- (3) 補助金の交付申込は、事業開始後1年経過かつ、対象経費の支払いが完了した後とする。

5. 指定申込手続等

(1) 指定申込期限：賃貸借契約締結後、当該事業所にて事業を開始するまで

(2) 申込方法

以下の必要書類を産業振興課まで、持参・郵送・メールのいずれかの方法でご提出ください。

※応募の際に提出された書類の返却には応じませんので、事前にコピーしておく等のご対応をお願いします。

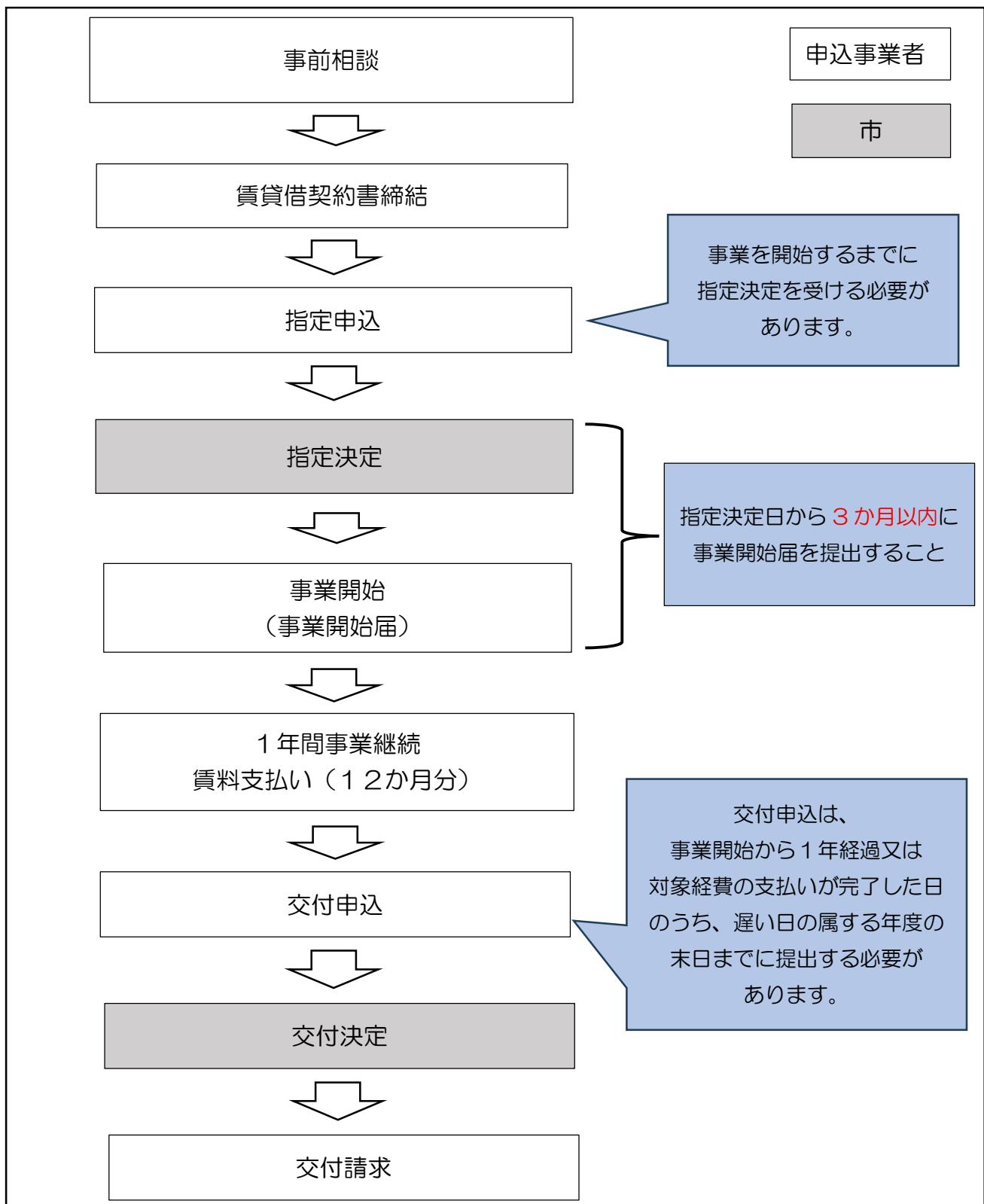
※郵送の場合は、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等でご郵送ください。

必要書類	
①	豊中市オフィス賃料補助金指定申込書（様式第1号）
②	事業計画書（様式第1号-2）
③	役員名簿（様式第1号-3）
④	法人の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの） (個人の場合) 開業届 ※いずれも写し可
⑤	直近の決算報告書及び勘定科目内訳書、法人税申告書 (個人の場合) 直近の確定申告書
⑥	付近見取図、配置図
⑦	賃貸借契約書の写し
⑧	誓約書（様式第1号-4）
⑨	その他市長が必要と認める書類

6 その他

- ・ 補助金の交付決定後、申込要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、豊中市は、本補助金の交付決定を取消します。この場合、補助金の返還を求めます。

■ 申込み手続きの流れ



<問合せ・郵送先>

豊中市 都市活力部 産業振興課（第一庁舎5階）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

電話：06-6858-2199

E-mail : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

受付時間：平日9時から17時まで（土日・祝日・年末年始を除く）

